

革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「補助対象事業者」という。)に対し、革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するための研究開発及びこれに附帯する業務を実施するため必要な経費を補助することにより、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる Beyond 5G の実現に寄与し、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣(以下「大臣」という。)は、前条の目的を達成するため、この要綱に従い、予算の範囲内で補助対象事業者に対して本補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、Beyond 5G 研究開発促進事業(一般型)(将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる Beyond 5G の実現に向け、革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するために必要な研究開発を公募により選定し、当該研究開発を委託により実施する業務又は研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を実施する事業)とする。
- 3 前項の業務にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助対象事業者に対し、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助対象事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1)を大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税

法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、当該申請書を大臣に提出した補助対象事業者（以下「申請者」という。）に様式第2による交付決定通知書を送付するものとする。
- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときとは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
 - 3 大臣は、第1項の通知に際して交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。
 - 4 大臣は、申請に対して不交付の決定をしたときは、その旨を書面等により申請者に通知するものとする。
 - 5 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付決定又は不交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が総務省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

- 第6条 補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、大臣に書面をもって申し出なければならない。
 - 3 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の経理等）

- 第7条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の経理を行う場合、補助事業による収入及び同事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第3）を作成し、会計帳簿と共に、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
 - 3 大臣は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及び全ての証拠書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(変更等の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助目的の能率的な達成に資するものである場合

ロ 補助目的及び事業能率に影響を与えない事業計画の軽微な変更である場合

二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに様式第6による実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助事業の交付決定に係る年度の第4四半期の各月末日までの補助事業の実施状況について、翌月の10日までに様式第6による実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、3月末日までの補助事業の実施状況の報告を除き、様式第7による概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

3 前項の報告より前に、第13条第1項の実績報告書の提出があった場合は、前項の規定は適用しない。

(是正のための措置)

第11条 大臣は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業の管理・運用又は同事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 第8条第1項第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をした場合
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しがあった場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(第10条第2項ただし書の規定による概算払請求に応じ補助金が概算払により交付された場合又は交付決定した補助金の全部が概算払により交付された場合は、翌会計年度の5月31日)までに、様式第8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項又は前項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第12条第4項の規定を準用するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による補助金精算払請求書を大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、補助事業者から様式第7による概算払請求書の提出があった場合、大臣は、その内容を審査し、補助事業の実施状況が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条に基づく財務大臣との協議を経て、補助事業者に補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、補助事業者から第10条第2項ただし書の規定に基づく様式第7による概算払請求書の提出があった場合、大臣は、その内容を審査し、補助事業の実施状況が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、予算決算及び会計令第58条に基づく財務大臣との協議を経て、当該請求書の提出日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに、請求のあった補助金の全部を補助事業者に概算払するものとする。

(契約及び交付等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争(競争性のある随意契約を含む。)に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、補助事業を遂行するため、委託、売買、請負その他の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)、助成金の交付をするに当たり、総務省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して総務省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前二項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第10による報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる

ものとする。

3 第12条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業（補助事業者が補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により補助事業者が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 大臣は、取得財産等が存在している間は、いつでも、取得財産等管理台帳の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 補助事業者は、取得財産等の状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況を大臣に報告しなければならない。

5 補助事業者は、その管理に係る取得財産等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

6 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、規則に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（補助事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに総務省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 補助事業者が開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 補助事業者が開示された後で、補助事業者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 補助事業者が開示された時点で、既に補助事業者が保有していたもの
- 四 補助事業者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 補助事業者が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

（安全保障貿易管理）

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行において、国外等へ関係法令を遵守しない又は意図しない技術流出・漏えいを起こさぬよう、国の安全保障貿易管理制度に基づき適切な措置を講じなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第23条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力の排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、第4条の規定による申請書の提出をもって、これに同意したものとみなす。

（補助事業の実施）

第24条 補助事業者は、総務省が別に定める Beyond 5G 研究開発に関する基本方針に基づき補助事業を実施しなければならない。

- 2 補助事業者は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第12条第1項に基づき造成された革新的情報通信技術研究開発推進基金による事業と密接に連携し、補助事業を実施しなければならない。
- 3 補助事業者は、本要綱に基づき実施する事業が円滑に行われるよう、大臣又は総務省が指定する者に対して必要な情報を提供しなければならない。
- 4 補助事業者は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他総務省からの要求に基づく情報の提供について、総務省に協力するものとする。

(研究開発を委託した者等への適用)

第25条 補助事業者は、第3条第2項に規定する事業の一部を委託した者並びに事業として研究開発を委託した者及び研究開発に必要な資金を充てるため助成金を交付した者に対し、補助事業者の責において第21条から第23条までの規定を遵守させなければならない。

(報告等の公表)

第26条 大臣は、第10条並びに第12条第1項及び第2項の規定に基づく報告並びに第22条の規定に基づく情報提供の全部又は一部を公表することができる。

(補助事業完了後の要綱の効力)

第27条 第19条から第22条まで及び第24条第4項の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

2 前項に基づく第24条第4項の対応に当たり経費が発生する場合は、補助事業者の負担において総務省に協力するものとする。

(申請書等の提出部数)

第28条 この要綱に定める事項書類の提出部数は、1部とする。

(その他必要な事項)

第29条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行（適用）する。

別表（第3条第3項関係）

事業の区分	補助対象経費	補助件数	補助率
Beyond 5G 研究開発促進事業（一般型）	Beyond 5G 研究開発促進事業（一般型）に係る経費	1件	定額

反社会的勢力の排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業者、補助事業として研究開発を委託する者及び研究開発に必要な資金を充てるため助成金を交付する者（以下「事業対象者」という。）として不適当な者
 - （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき
 - （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用等しているとき
 - （3）役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - （4）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 事業対象者として不適当な行為をする者（第三者を利用して当該行為を行う場合を含む。）
 - （1）暴力的な要求行為を行う者
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

以上

(様式第1)(第4条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

申請者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付申請書

革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、標記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第2)(第5条関係)

番 号
年 月 日

法人の名称

法人の代表者 ○○○○ 殿

総務大臣 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金(令和 年 月 日 総国技第 号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)の定めるところに従わなければならない。

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第3)(第7条関係)

革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付調書

法人の名称 _____

補助事業の名称 _____

(単位：円)

国		法人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収入			支出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

- (注) 1 補助事業者が国立研究開発法人である場合は、「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。補助事業者が国立研究開発法人以外の者である場合は、別途総務省の指示に従うこと。
- 2 「補助事業の名称」は、本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。
- 3 「備考」の欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第4) (第8条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金の補助事業の変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の一部を変更する必要があるので、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 変更事項及びその内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 変更後の経費(補助事業に要する経費及び補助対象経費)の配分及びその算出基礎(新旧対比のこと。)

以上

(注1) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(注2) 中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5) (第9条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金事故報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の事故について、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第6) (第10条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の遂行状況及び収支の状況について、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第10条第1項(第2項)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 (注1)
- 2 補助事業の遂行状況 (注2)
- 3 補助対象経費の実績概要 (注3)

以上

(注1) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(注2) 補助事業による研究開発に係る公募及び採択(支出決定)の状況等について記載すること。

(注3) 支払済額及び支出決定額並びにそれらの交付決定額に対する割合について記載すること。

(様式第7)(第10条、第15条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第15条第3項(第10条第2項ただし書の規定による第15条第4項)の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 (注1)
- 2 補助事業の遂行状況(注2)
- 3 補助対象経費の実績概要(注3)
- 4 概算払請求金額(単位は円とし、算用数字を使用すること。)
- 5 請求金額の算出内訳及び概算払を必要とする理由を記載すること。

以上

(注1) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(注2) 補助事業による研究開発に係る公募及び採択(支出決定)の状況等について記載すること。

(注3) 支払済額及び支出決定額並びにそれらの交付決定額に対する割合について記載すること。

(様式第8)(第13条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金について、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 補助事業の内容及び成果
- 4 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額 円
自己資金 円
合計 円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した経費		補助事業対象経費		補助事業充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

イ 支出内訳

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第9) (第15条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金支払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 精算払請求金額 (単位は円とし、算用数字を使用すること。)

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第10) (第17条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 補助金額 (交付要綱第15条による額の確定額)
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 5 補助金返還相当額

※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。

(様式第 11) (第 19 条関係)

取得財産等管理台帳 (〇〇年度)

補助事業の名称 : _____

名称	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1 「補助事業の名称」は、本交付要綱第 3 条第 2 項の補助事業の名称を記載すること。
- 2 対象となる取得財産等は、本交付要綱第 20 条第 1 項に定める財産とすること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は、本交付要綱第 20 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第12) (第20条関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者 住所
法人の名称
法人の代表者 ○○○○

○○年度革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金財産処分承認申請書

革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 (注)
- 2 処分の内容
 - ①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
 - ②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)
- 3 処分理由

以上

(注) 本交付要綱第3条第2項の補助事業の名称を記載すること。